

# 令和3年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」に係る企画競争募集要領

令和3年2月18日

沖縄総合事務局

経済産業部 地域経済課

沖縄総合事務局（以下、「当局」という。）では、令和3年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。経済産業省の作成する「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

また、本募集は、政府が令和2年12月21日に閣議決定した令和3年度予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続きを行うものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることを予めご了承下さい。

## I. 事業の目的

昨今、少子高齢化を背景に、生産年齢人口が減少し、人手不足が深刻になりつつある中、地域や中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）の成長・発展には、付加価値の拡大や労働生産性を向上させる多様な人材が不可欠です。

沖縄県においては、新型コロナウイルスの影響を受ける業種の中小企業等が、他地域に比べ特に多い状況にあります。このような状況においても、新型コロナウイルスの収束を見据え、多くの中小企業等が人材確保や一時的な人材余剰の対応に取り組んでいます。

本事業では、中小企業等の経営力強化や、人手不足・一時的な人材余剰に対応できるよう、兼業・副業を含む多様な形態で、多様な人材（就職氷河期世代、女性、高齢者等）の確保や活用を図れるよう支援します。

## II. 事業の内容

沖縄県における中小企業等を対象とし、各地域の実情を十分に認識した上で、地域の中小企業等の人手不足を解消するとともに、中小企業等の経営強化に資する人材確保支援のため、各提案者からの創意工夫による提案を募集します。

事業実施にあたっては、経済産業省及び中小企業庁による人材確保支援の取組や以下の報告書等を勘案してください。

- ・中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン(改訂版)（令和元年度）
- ・中小企業人材マネジメント研究会（平成30年度）
- ・我が国産業における人材力強化に向けた研究会（平成29年度） 等

## 1. 事業の具体的な内容

具体的な事業内容は以下のとおりとする。

### (1) 多様な人材の確保支援事業

#### ①中小企業等の魅力発信セミナー

合同企業説明会等において、中小企業等の説明担当者が、より中小企業等の魅力を求職者に対し発信できるようプレゼン手法等の向上を図るセミナーを実施する。

なお、セミナーの開催は2回以上とし、参加企業数は各回20社以上を目標とする。

#### ②人材確保のための意識啓発セミナー

中小企業等の経営者や採用担当者等を対象に「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン(改訂版)（令和元年度）」に示されている「人手不足対応のための5つのステップ」の理解促進を図るセミナーを実施する。

なお、セミナーの開催は1回以上とし、参加企業数は30社以上を目標とする。

#### ③大学生等と中小企業の交流会

沖縄県内の大学生等に対して中小企業等の魅力を発信し、中小企業等に対する理解や就業意欲等の向上を図る交流会を実施する。

なお、交流会の開催は5回以上とし、各回の参加企業数は1社以上、各回の参加大学生等は20人以上を目標とする。

### (2) 定着支援事業（人材定着に向けた職場改善意識啓発セミナー）

人材定着を目指す中小企業等に対し、職場改善活動による人材定着の有用性の理解促進を図るセミナーを実施する。

なお、セミナーの開催は1回以上とし、参加企業数は30社以上を目標とする。

### (3) 就職氷河期世代支援事業

就職氷河期世代支援事業については、就職氷河期世代活躍支援沖縄プラットフォーム及び関係機関と連携して実施するものとする。

#### ①企業向け意識醸成セミナー

中小企業等に対し、就職氷河期世代の受け入れに関して関心を高める等、意識醸成を図るセミナーを実施する。

なお、セミナーの開催は1回以上とし、参加企業数は20社以上を目標とする。

#### ②求職者向け意識醸成セミナー

不安定な就労状況にある就職氷河期世代に対して、中小企業等で働くことのマインドセット等、意識醸成を図るセミナーを実施する。

なお、セミナーの開催は2回以上とし、参加求職者数は各回20人以上を目標とする。

### ③マッチングイベント

不安定な就労状況にある就職氷河期世代を対象に、中小企業等へのマッチングイベントを実施する。

なお、マッチングイベントは1回以上とし、参加企業数は各回20社以上、参加求職者数は各回40人以上を目標とする。

### (4) 新型コロナウイルス対策事業（人材送出・受入企業間マッチング）

新型コロナウイルスの影響等により、一時的に人材余剰となった中小企業等の雇用維持を図るとともに、人手不足である中小企業等の人材確保を図るため、在籍出向等を通じた企業間のマッチングを実施する。

なお、マッチングについては、沖縄県、沖縄労働局及び産業雇用安定センター沖縄事務所等の関係機関と連携したうえで、マッチングに関する事項（事業の周知、営業開拓及び各種調整）について隨時実施するものとし、マッチング件数50件以上を目標とする。

## 2. 事業実施目標の設定（KPI）等

上記のうち、イベント参加企業の満足度（70%以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※<sup>1</sup>）を事業全体のKPIとし、内定率20%以上（※<sup>1</sup>）を目指すものとする。

（※<sup>1</sup>）内定率＝内定件数（※<sup>2</sup>）/参加企業数（※<sup>3</sup>）

（※<sup>2</sup>）内定件数は、上記のうち、マッチング事業に分類される事業の参加企業に対し、調査を行い集計すること。なお、内定件数の定義は、当局の指定に従うこと。

（※<sup>3</sup>）マッチング事業に分類される事業の参加企業数とする。

## 3. その他

### (1) イベント情報の広報

実施するイベント情報については、当局と相談の上、効率的な広報を行うこと。また、セミナー等の参加企業に対しては、沖縄県や沖縄労働局等の関係機関が実施する合同企業説明会などのマッチングイベントについて広報を行うこと。

### (2) アンケートの実施

各イベント等の開催に際しては、本事業に参加した中小企業等及び人材に対して当局の指定する内容についてアンケートを実施し、事業の効果について把握すること。

### (3) 参加企業の入材の採用（内容）状況のフォロー

本事業で行う事業の取組に参加した中小企業等（セミナー等には参加しているが、マッチング事業には参加していない企業を含む）に対して、令和4年3月までの本事業期間中において、人材確保の状況（採用・内定）をフォローすること。

### (4) 報告等

当局の指示（報告方法を含む。）に従い、各事業の実績を翌月第3金曜日までに報告すること。報告内容については、以下のとおりとする。

- ・中小企業等の必要とする人材に関する情報収集分析のために訪問した企業数、情報取得企業数 等
- ・上記事業のイベント等ごとの参加企業数、参加者数、アンケート結果、内定状況 等
- ・上記事業の連携会議の開催ごとの開催報告（議事録含む）、配付資料 等

その他当局が報告を求める場合は速やかに報告すること。

### (5) 留意事項

上記のほか、当局と相談の上で、地域の関係機関（地方自治体、関係府省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関等）等と可能な限り連携し、また、適切な役割分担や事業協力をを行うこと。そのための具体的な連携体制、連携内容を提案すること。

また、当局の指示に従い、中小企業庁が実施する事業に協力すること。

## III. 事業実施期間

- ・ 契約締結日～令和4年3月31日

本事業は、令和3年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とします。

## IV. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本国内に拠点を有していること。当局の所管地域内に当該事業を実施する事務所を有していること。当局、中小企業庁との間で密接な連携がとれる体制を確保できること。

- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省及び当局からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別紙1のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省及び当局との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあっては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して事業を実施すること。

## V. 契約の要件

### 1. 契約形態

- ・ 委託契約

### 2. 採択件数

1件

なお、採択に関し、当局において採択条件を示す場合があります。

### 3. 予算規模

- ・ 1,700万円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。各対象経費については、別紙2をご参照下さい。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。

### 4. 委託金の支払時期

- ・ 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

### 5. 支払額の確定方法

- ・ 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、

支払額を確定します。

- 支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## **VI. 説明会、応募手続き等**

### 1. 募集期間

- 募集開始日：令和3年2月18日（木）
- 募集締切日：令和3年3月8日（月） 午後5時必着

### 2. 説明会の開催

以下日時に「Skype for Business」を用いて行うので、問い合わせ先へ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和3年2月22日（月）午前12時までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Skype for Business」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和3年2月25日（水）午後1時30分

### 3. 応募書類

（1）以下の書類を4.により提出してください。

- 事業申請書及び企画提案書（様式1、2）
- 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

（2）提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

（3）応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。

(4) 企画提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明して下さい。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### 4. 応募書類の提出先

- ・ 応募書類はメールにより「XII. 問い合わせ先」に記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

### VII. 審査・採択について

#### 1. 審査方法

- ・ 採択にあたっては、当局において、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

#### 2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「IV. 応募資格」を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

(1) 「IV. 応募資格」の要件を満たしているか。

(2) 提案された事業内容がI. 本事業の目的に合致しているか。

①中小企業等への訪問によるヒアリング等を通じて、中小企業等の経営強化のために必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理が行われているか。

②対象とする人材は、中小企業等の経営課題の解決に資する人材が想定されているか。

③参加企業の内定率や満足度を高める工夫があるなど、他の地域のモデルとなりうるような新規性又は先駆性が見られるか。

④広域的な取り組みが予定されているか。

(3) 事業実施目標(KPI)は妥当であり、実現可能か。

(4) 事業の実施方法、事業実施計画（スケジュール）は妥当であり、効率的か。

(5) 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

(6) 中小企業等の人材確保支援に関する十分なノウハウ・実績を有しているか。

(7) 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制となっているか。ま

た役割分担は明確か。

- (8) 本事業に係る経理・事務・実施する事業の調整等について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- (9) 各地域で地域の関係機関と連携して、効果的な支援を実施することが可能か。
- (10) コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- (11) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- (12) 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することができないか。
- (13) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- (14) 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

### 3. 採択結果の決定及び通知について

- ・ 採択された申請者については、当局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。各事業の評価・審査の経緯等に関する問合せには回答できませんので、あらかじめご了承下さい。

## **VIII. 契約について**

- ・ 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ・ 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承下さい。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

### ○概算契約書

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r3gaisan-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3gaisan-1_format.pdf)

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することができますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## X. 支援対象等について

### 1. 本事業における「中小企業・小規模事業者」について

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ①中小企業者と連携して事業を行うもの
- ②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているもの)
- ③新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であつて、有給職員を雇用するもの

### 2. 本事業において想定する人材について

- ・「若者」については、「おおむね20歳代～30歳代の大学生等や若手社会人(離職者を含む)」とする。「女性」については、「年齢問わず、育児・介護等で一度退職し再就職を希望する方等」とする。「シニア」については、「おおむね50歳代以上で、1つの専門分野でおおむね10年以上の職歴を有する者又は大企業OB等」とする。「高度外国人材」については、「年齢問わず、中小企業等の海外展開等に寄与しうる外国人留学生等」とする。「就職氷河期世代」については、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」におけるに定義(※)に従うものとする。

(※) 概ね 1993（平成 5）年～2004（平成 16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。

=2021 年 4 月現在、大卒で概ね 39～50 歳、高卒で概ね 35 歳～46 歳に至る。

## XI. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和 3 年 1 月 8 日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

### 【主な改正点】

#### ①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が 50 % を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託费率が 50 % を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。

#### ②一般管理费率の算出基礎の見直し

$$(\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{再委託・外注費を除く}) \times \text{一般管理费率}$$

## XII. 問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

内閣府沖縄総合事務局 地域経済課

担当：池村、瀬名波

TEL：098-866-1730

FAX：098-860-1375

E-mail：keisan-tikei001@meti.go.jp （送信の際は、●を@に変更すること。）

※お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『令和 3 年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、沖縄総合事務局（以下「当局」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、担当職員の要請により、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本事業にかかる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本事業遂行中に得た本事業に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当局内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本事業遂行中に得た本事業に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当局外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、受託者において本事業遂行中に得た本事業に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

と。

- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当局の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、担当職員の承認を得た場合は、この限りではない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当局が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託（作業／事業の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

12) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

13) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、作業／事業完了後、一定期間ドメイン名の使用権を保持すること。

14) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当局の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当局と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本事業の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認

を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

15) 受託者は、本事業に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本事業の実施場所、本事業の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本事業の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

16) 受託者は、本事業を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

17) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、経済産業省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、

政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

- ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
  - ⑥経済産業省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、経済産業省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 18) 受託者は、本事業を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)～17)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

令和3年度沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業  
経費一覧

1. 人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。
2. 事業費	①旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、日当、宿泊費等を含む） ただし、インターンシップ等に参加する者等個人及び個別企業に直接払う経費は除く。
	②会場費	事業遂行に必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	③謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会の出席や指導・助言等に係る専門家（講師・委員等）等に対する謝金）等
	④印刷製本費・広報費	事業に必要なパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本及び広報に関する経費
	⑤補助職員人件費	事業実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	⑥借料及び損料	事業遂行に必要な機械器具等のリース・レンタル（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）に要する経費
	⑦消耗品費	イベント等の実施に必要な消耗品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費経費
	⑧その他諸経費	事業遂行に必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。また、事前に沖縄総合事務局に相談し、認められたものに限る。  例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）

		設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
3. 再委託・外注費		受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
4. 一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。

※支援対象企業に対する専門家の指導・助言等については、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）」（令和3年度予算計上中）を出来るだけ活用することとします。

※本委託事業によって取得した財産については、委託事業実施期間中のみならず、委託事業期間終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理していただく必要があり、当局の事前了解等無く、無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等してはいけません。

※直接経費として計上できない経費の例

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・建物等施設に関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

(様式 1)

受付番号	
※記載不要	

沖縄総合事務局長 殿

令和3年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」  
申請書

申請者	企業・団体名	
	法人番号	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

申請形式（該当箇所の□にレ点をいれて下さい）

単独申請      コンソーシアム形式

コンソーシアム事業者名（コンソーシアム形式による申請の場合は全ての事業者名を記載すること）

下記の応募資格・条件を満たしているか、□にレ点をいれて下さい。

- ①日本国内に拠点を有していること。当局の所管地域内に当該事業を実施する事務所を有していること。当局、中小企業庁との間で密接な連携がとれる体制を確保できること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等及び必要な経営基盤を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省及び当局からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別紙1のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省及び当局との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあっては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して事業を実施すること。

※職業紹介の許可又は届出の状況

<申請時点の状況 (①～②のいずれかに○) >

①現在、職業紹介事業者である。

- (1) 許可・届出の別                  (2) 無料・有料の別
- (3) 受理番号                  (4) 受理年月日
- (5) 取扱職種                  (6) 取扱場所

②現在、職業紹介事業者ではないが、職業紹介事業者となる見込みがある。

年　月　日　　申請　・　届出　(いずれかに○)

- (1) 許可・届出の別                  (2) 無料・有料の別
- (3) 取扱職種                  (4) 取扱場所

(令和3年3月5日以降に申請・届出を行う場合はその理由を記載すること。)

(様式 2)

受付番号	
※記載不要	

令和3年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」  
企画提案書

1. 事業の実施内容・方法

- \* 事業の全体像及びポイント（参加企業数等の目標及びKPIを達成するためのポイント、中小企業等の人材課題等地域の実情を踏まえて）を記載すること。
- \* 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理方法を記載すること。
- \* 募集要領のⅡ. 1. 「事業の具体的な内容」(1)から(4)の項目に沿ってイベントごとに、具体的な実施方法及び内容（セミナー等の実施場所、実施回数、参加企業数、参加対象人材（想定するスキル等を含む。）、参加者数及び中小企業等の人材課題解決に向けた具体的手法等についても記載すること。
- \* 参加企業の内定率や満足度を高める工夫や、事業内容の新規性、先駆性等についても記載すること。

2. 事業実施目標（KPI）

3. 事業実施計画（実施スケジュール）

4. 人材確保支援に関するノウハウ・事業実績

\*組織及び事業従事者における事業を実施するにあたり必要な専門知識・ノウハウを記載すること。

\*類似事業の実績を記載すること。（事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨））

## 5. 実施体制・役割分担等

- \* 業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述すること
- \* 業務実施体制図を作成した上で、個々の業務担当が分かるようにし、役職及び担当者名を記述すること。
- \* 実務責任者の略歴を記載すること。
- \* 経理・事務処理担当者を明示すること。
- \* 類似事業の実績を有する場合で、その事業に従事していた者を従事させる場合に、本事業のどの業務に従事するのか、それによって本事業にどのように有益であるのかを記述する。
- \* イベント情報の登録、アンケート実施・効果把握、参加企業のフォロー、事後調査及び沖縄総合事務局への報告を行う体制についても記述すること。
- \* コンソーシアム形式等により再委託を行う場合は、事業者間の業務分担、連携体制を記載し、各事業者間での業務実施体制、役割分担を記載すること。

< \* 1 >

各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴）

< \* 2 >

再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。

< \* 3 >

事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。

## 6. 情報管理体制

受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（様式4にて提示）

## 7. 連携する各地域の関係機関（地方自治体、関係府省省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関他）※予定の場合はその旨を記載すること。

- \* 連携する地域の関係機関の名称、所在場所を明記すること。
- \* 想定する連携内容を記載すること。

#### 8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

- \* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況
- \* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

#### 9. 事業費総額（千円）※事業を実施するために必要な経費を、募集要領別紙2の経費の区分に応じて記載すること。

##### I 人件費

##### II 事業費

- ①旅費
- ②会場費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤印刷製本費・広報費
- ⑥補助職員人件費
- ⑦借料及び損料
- ⑧消耗品費
- ⑨その他諸経費

##### III 再委託・外注費

##### IV 一般管理費

##### 小計

##### V 消費税及び地方消費税

総額 千円（※総額は予算規模の上限内に収めて下さい。）

\* 必要に応じ、参考資料を添付することとする。

## 再委託費率が50%を超える理由書

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 1. 件名

令和3年度「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」

## 2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

## 3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・・
【例】○○ (株) [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	○○	コールセンター
【例】△△ (株) [再々委託先]	無	2,000,000	—	○○	・・・・
【例】□□ (株) [再々委託先]	無	3,000,000	—	○○	・・・・

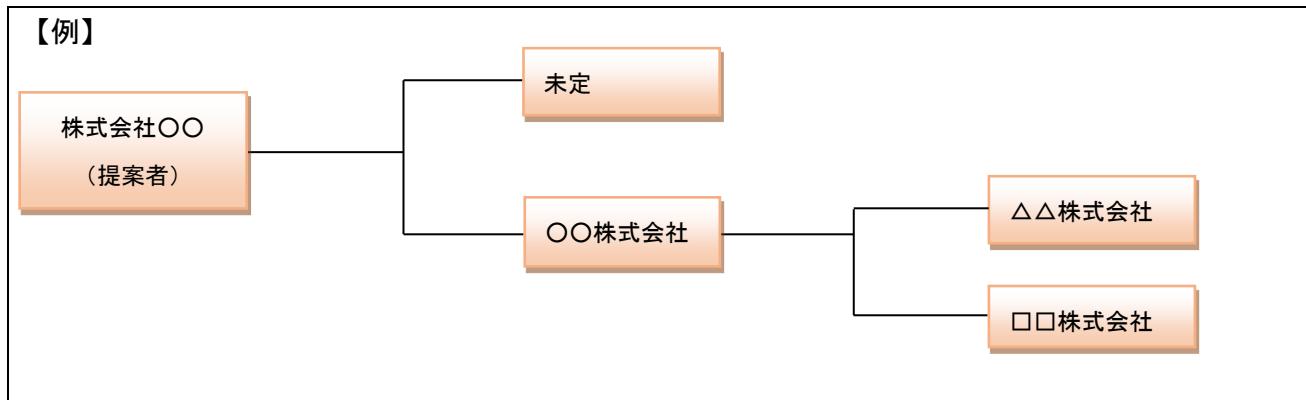
※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定  
理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

#### 4. 履行体制図



#### 5. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

令和 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名） 印

### 暴力団排除に関する誓約書

令和3年度予算「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」を応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

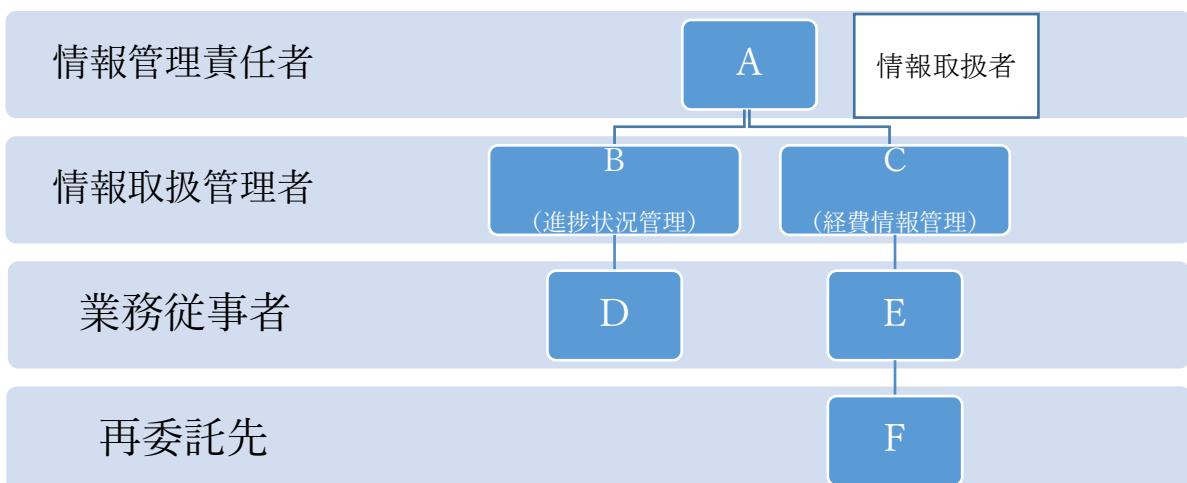
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## ②情報管理体制図

(例)



## 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。